

(仮称)紫波火葬場整備事業優先交渉権者の決定について

紫波町では、平成19年4月11日に(仮称)紫波火葬場整備事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という。)に基づく特定事業として選定し、平成19年5月22日付で募集要項等を公表(平成19年8月24日修正版公表)し、提案書提出期限である平成19年9月25日までに2応募者から提案書の提出を受けました。紫波町火葬場PFI事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)から審査結果の報告を受け、町はこの報告を踏まえ、PFI法第7条第1項の規定に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を下記のとおり決定しましたので公表します。

なお、審査結果の詳細については、審査委員会における審査講評として、別に公表します。

平成19年10月22日

紫波町長 藤原 孝

記

1 優先交渉権者

佐々木・岡崎グループ

代表企業	構成員
佐々木建設株式会社	岡崎建設株式会社 株式会社宮本工業所 株式会社富岡鉄工所 株式会社佐々木電機本店 株式会社十文字組 紫波建設有限会社 株式会社中居敬一都市建築設計

2 次点交渉権者

橘建設グループ

代表企業	構成員
橘建設株式会社	株式会社久慈設計 富士建設工業株式会社 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 有限会社丸尚建設 有限会社藤田